

## 倫理委員会規程

平成 24 年 4 月 22 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 島根県作業療法士会(以下県士会)社員が一般社団法人 日本作業療法士協会倫理綱領のもと、倫理性の高い専門職業人として適正な作業療法、教育、研究等を実践できるよう、及び作業療法士の職業上の権利が守られるために定める。

(日本作業療法士協会倫理委員会との連携)

第 2 条 県士会倫理委員会は、社員及び県士会に関連する倫理問題を適切かつ迅速に検討、調整、処理するために速やかに日本作業療法士協会倫理委員会に上申する役割を担う。  
別紙の報告書を使用し報告するものとする。

(倫理委員長及び倫理委員の任免)

第 3 条 倫理委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2. 倫理委員は、委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。

3. 倫理委員長及び委員がその任にふさわしくないと判断される場合は、理事会の審議を経て会長が解任する。

(倫理委員会の業務)

第 4 条 倫理委員会は、第 1 条第 2 条の目的を達成するために以下の業務を行う。

(1) 会員の倫理問題に関する事案を日本作業療法士協会倫理委員会へ上申する。

(2) 会員の倫理向上及び倫理問題に関して理事会へ意見具申する。

(3) この規定の変更に関して審議する。

(4) 島根県作業療法士会ホームページ上の倫理上の管理を行う。

(倫理問題に関する情報処理方法等)

第 5 条 倫理委員会が入手した会員の倫理問題の情報処理方法等の詳細については、別に定めるものとする。(倫理問題の流れ参照)

(関係者の人権尊重)

第 6 条 倫理委員長及び倫理委員等は会員及び関係者の人権を最大限尊重し、情報収集、事実関係の把握等に際しては、慎重かつ細心の注意をもって当たらなければならない。

(倫理委員長及び倫理委員等の守秘義務)

第 7 条 倫理委員長及び倫理委員等は、役目上知り得た個人の秘密、情報、事実関係については、他に漏らしてはならない。これは役目を退いたのちにおいても同様である。

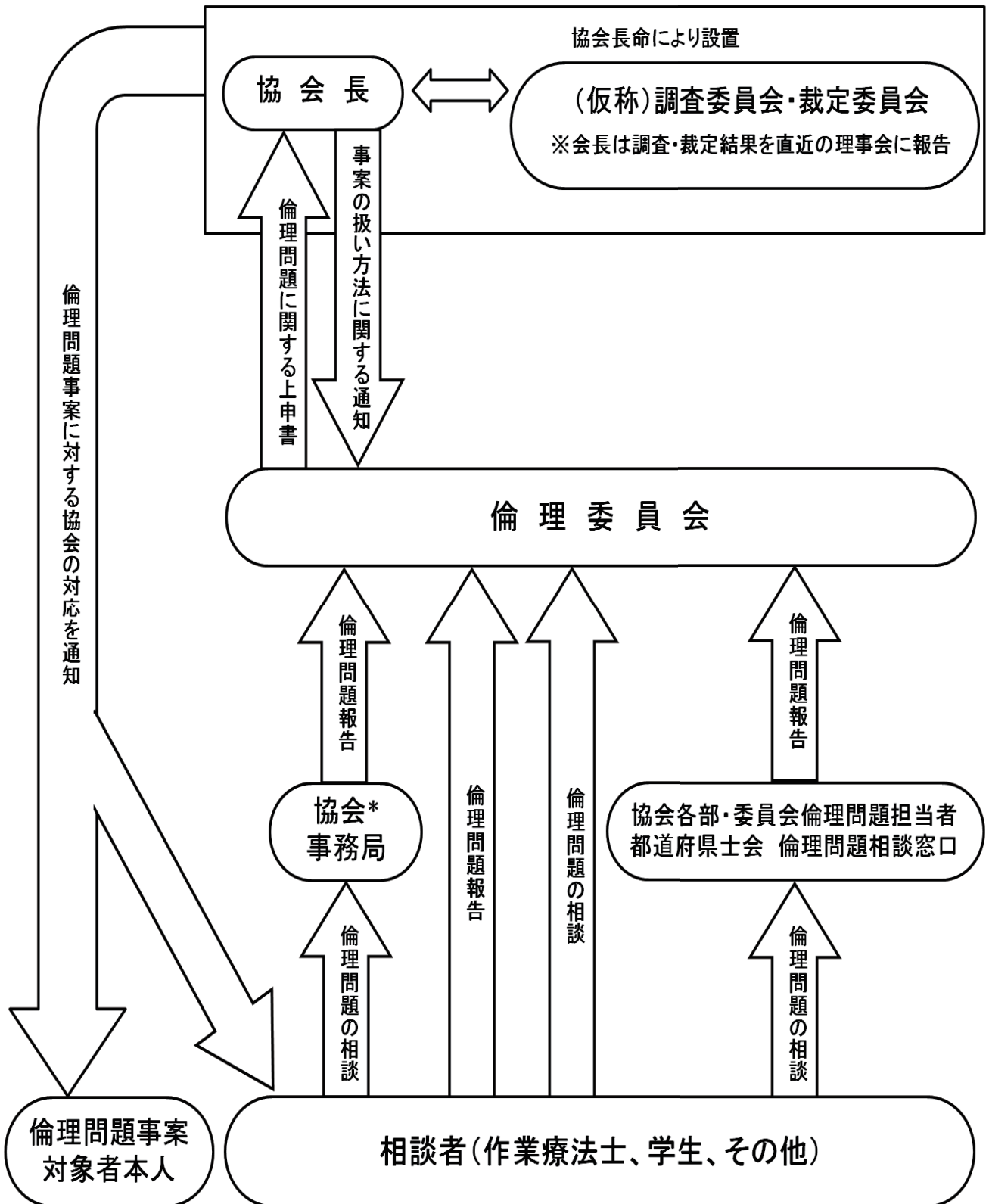
(規定の変更)

第 8 条 この規程の変更は、倫理委員会の審議を経て理事会の議決がなければ変更できない。

### 附 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。

# 倫理問題事案の取り扱いの流れ



(社)日本作業療法士協会 倫理委員会 フローチャートを引用

年 月 日

社団法人日本作業療法士協会  
倫理委員長 殿

報告者氏名 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
士 会 名 \_\_\_\_\_

### 倫理問題報告書

この報告書に記載された内容は、(社)日本作業療法士協会倫理委員会規定によって保護されます。安心して、答えられる範囲内でお書きください。

#### 1. 相談者に関する情報

職業 ①作業療法士 ②その他 ( \_\_\_\_\_ )  
所 属 \_\_\_\_\_  
個人名 \_\_\_\_\_

#### 2. 倫理綱領等に抵触すると考えられるものの情報

職業 ①作業療法士 ②その他 ( \_\_\_\_\_ )  
所 属 \_\_\_\_\_  
個人名 \_\_\_\_\_

#### 3. 被害等をこうむった者の情報

職業・職種等 ①作業療法士 ②学 生 ③患者・対象者  
④その他 ( \_\_\_\_\_ )  
所 属 \_\_\_\_\_  
個人名 \_\_\_\_\_

#### 4. 詳細をお書きください。資料等の添付 ( 有 ・ 無 )

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

今後の対策に必要な情報ですので、できるだけお答えください。

5. 相談者は、倫理綱領等に抵触すると考える者の所属する施設等へ報告しましたか？  
( はい いいえ )  
・いいえの方は、報告しなかった理由をお書きください。

[ \_\_\_\_\_ ]

- ・はいの方のみお答えください (複数でも結構です)。
- ・報告したのは、倫理綱領等に抵触すると考える者の所属する  
[リハ科・部の長、作業療法 (科、課)・学科・部の長、人事担当部署、施設長、  
その他 ( \_\_\_\_\_ )]
- ・何らかの対策がとられましたか？ ( はい いいえ )
- ・はいの方は、とられた対策についてお書きください。

[ \_\_\_\_\_ ]

6. 被害等をこうむった者の所属する施設等へ報告しましたか？ ( はい いいえ )  
・いいえの方は、報告しなかった理由をお書きください。

[ \_\_\_\_\_ ]

- ・はいの方のみお答えください (複数でも結構です)。
- ・報告したのは、被害等をこうむった者の所属する  
[リハ科・部の長、作業療法 (科、課)・学科・部の長、人事担当部署、施設長、  
その他 ( \_\_\_\_\_ )]
- ・何らかの対策がとられましたか？ ( はい いいえ )
- ・はいの方は、とられた対策についてお書きください。

[ \_\_\_\_\_ ]

7. 所属県士会へは報告しましたか？ ( はい いいえ )  
・いいえの方は、報告しなかった理由をお書きください。

[ \_\_\_\_\_ ]

以上、上記の記載内容に相違ありません。